

支援業務実施計画書

(支援業務の概要及び実施の方法に関する事項)

「株式会社アスタリスク」は、住宅確保要配慮者が円滑に住居に入居できるよう支援するため、以下の業務を実施していくものとする。

1. 支援業務事業実施の背景及び方針等

当法人は、令和 4 年から豊橋市で住宅確保要配慮者を対象とした住居相談事業や住宅提供事業を実施してきている。事業実施に関連して、近年では低額所得者、高齢者に関する住まい探しや入居後の見守り等の支援を求められることも多くなってきており、居住支援の必要性が高まってきたことから、令和 8 年 4 月 20 日に居住支援法人の指定を受け、的確に居住支援業務を行っていく。

2. 支援業務を行う区域

愛知県内全域

3. 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、児童虐待を受けた者、DV 被害者、犯罪被害者等、保護観察対象者等、生活困窮者、国土交通大臣が指定する災害の被災者、失業者、一人親世帯を主な対象とした範囲

4-1. 支援業務の具体的内容及び実施方法

(1) 登録事業者からの要請に基づく、登録住宅入居者の家賃債務の保証（法第 62 条第 1 号業務）

必要が生じた場合は、国の家賃債務保証の登録事業者（日本セーフティー株式会社 国土交通大臣(2)第 8 号）と連携して実施予定である。

(2) 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 2 号業務）

①入居に関する相談、情報の提供

次のとおり住宅相談窓口を開設し、入居相談ならびに情報提供を行う。

- ・ 設置場所：豊橋市三ノ輪町字本興寺 43 番地第 2 丸中ビル 5F
- ・ 受付日時：週 5 日（月・火・水・木・金曜日）、時間帯（10：00～17：00）
- ・ 相談体制：相談員 1 名
- ・ 窓口の周知方法
- ・ 関係機関へのパンフレット配布・Web ページへ内容を掲載予定
- ・ 市町村（豊橋市生活福祉課・豊川市地域福祉課・豊田市生活福祉課）からの相談に対応予定。また指定後の活動を通じて各市町村の社会福祉協議会等からの相談にも対応していく。

②住まい探し・同行支援

相談員は、「住宅確保要配慮者」の賃貸住宅への入居を円滑に行うため、相談者のニーズを的確に把握し、豊橋市生活福祉課・豊川市地域福祉課及び豊田市生活福祉課をはじめとした、県内各関係課室と連携を取りながら、住まいの選定について支援を行う。

必要に応じて、仲介事業者や賃貸人のところへ同行し住まい探しの支援を行う。

③入居手続き支援

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居が円滑に進むよう、契約手続きや行政手続き等の支援を行う。

(3) 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助（法第 62 条第 3 号業務）

①定期的な見守り、生活相談対応

生活支援員は、賃貸住宅に入居する要配慮者の安定した居住を確保するため、必要に応じ定期的な見守りを行う。また、賃貸住宅の生活に関する生活トラブル、福祉サービスの案内などの相談に対応する。

(4) 賃貸住宅の賃貸人に対する、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るための必要な情報の提供（法第 62 条第 4 号業務）

①研修会等の開催

不動産オーナー等に対して、数カ月に一度の頻度で当法人の活動内容等について情報提供を行う。

パンフレット配布・Web ページへ内容を掲載予定

(5) 賃借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づく、当該住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅確保要配慮者が締結した賃貸借契約の解除並びに当該住宅確保要配慮者が居住していた住宅及びその敷地内に存する動産の保管、処分その他の処理（法第 62 条第 5 号業務）

実施しない

(6) 附帯業務（法第 62 条第 6 号業務）

実施しない

4-2 住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合

(1) 当該支援業務の内容

該当なし

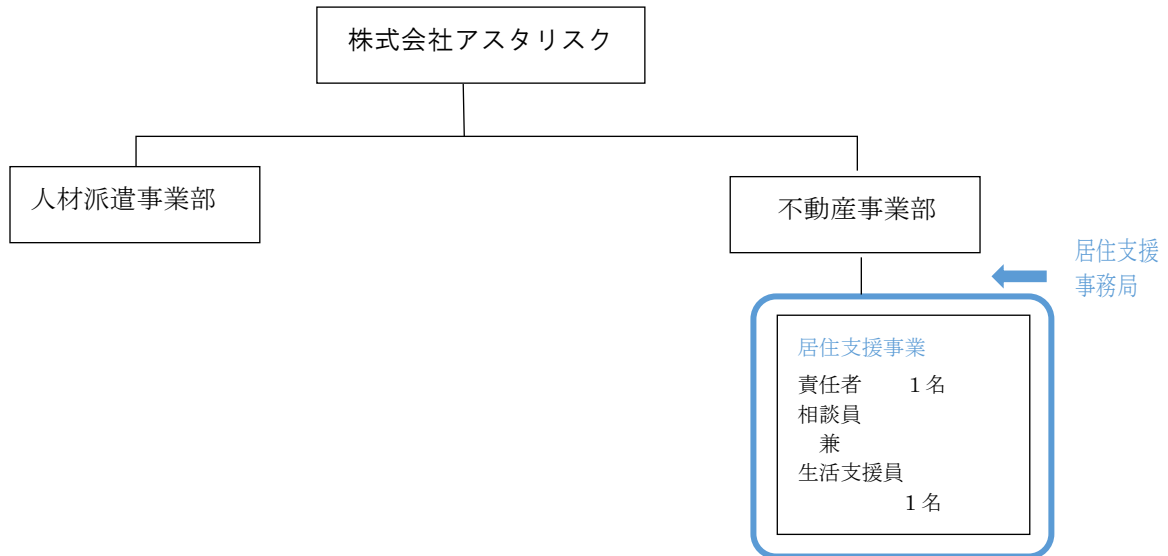
(2) 対価及び提供の条件

該当なし

5. 支援業務の組織及び運営に関する事項

(1) 支援業務を実施する組織体制

組織図 (全体)



*会計処理について

- ・「株式会社アスタリスク」本部の本経理とは別会計・別通帳とする。
- ・債務保証業務及びこれに附帯する業務、残置物処理等業務及びこれに附帯する業務とそれら以外の業務で区分経理する。(法第 66 条)
- ・帳簿等は施錠できるキャビネットに保管する。
- ・保管方法は毎年度、事業ごとにファイリングする。
- ・帳簿の備付け等は、法第 67 条並びに合同規則 48 条及び第 49 条を遵守する。
- ・保管は 5 年とする。

(2) 人員・運営体制

<居住支援事務局>

所属名 不動産事業部

- 責任者 1 名 (常勤)
- 相談員 1 名 (非常勤)
- 生活支援員 1 名 (非常勤)

(3) 支援業務を行う事務所の所在地

愛知県豊橋市三ノ輪町字本興寺 43 番地 第 2 丸中ビル 5F

(4) 法人が居住支援事業を行う意思決定の経過

令和 7 年 10 月 15 日に開催した法人の取締役会において、今後の居住支援事業の実施について諮り承認を得た。

定款に反映済み

(5) 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、当社規定のプライバシーポリシーに基づき個人情報の管理を行う。

(地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項)

(1) 地方公共団体との連携に関する事項

- ・既に豊橋市生活福祉課、豊川市地域福祉課、豊田市生活福祉課と連携。
今回、新たに相談窓口の開設を周知し、住まい探し、生活支援に関する一層の連携を確保する。
- ・愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会へ加入し、法人部会等に積極的に参加し、情報交換を行う予定
- ・支援業務を行う区域内にある住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携予定
- ・支援業務を行う区域内にある市町村と連携予定。
- ・居住支援に関するチラシやホームページを周知し、連携体制の構築を図る。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

- ・活動地域の不動産オーナーや仲介事業者と連携体制を構築する。
- ・支援業務を行う区域内にある社会福祉協議会と居住支援に係る連携体制を構築する予定
- ・支援業務を行う区域内にある地域包括支援センター（基幹相談支援センター）と居住支援に係る連携体制を構築する予定
- ・居住支援に関するチラシやホームページを周知し、連携体制の構築を図る。

(支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項)

(1) 人材の確保及び資質の向上に関する事項

居住支援協議会・居住支援に関係する外部組織や全国団体等が主催する研修会の参加等により、住宅・福祉等の専門的知識や多角的視点、最新の ICT 技術等の全国的な動向、他の居住支援法人の優良な取組事例等を把握する。

ハローワーク等にて求人募集する。